

# 収入保険ってどんな保険なの？

## 収入保険とは？

全ての農産物を対象に収入減少を総合的に補てんする制度です。

## 加入できるのは？

青色申告を行っている農業者が対象で、青色申告実績が1年以上あれば加入できます。ただし、収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

(収入保険に初めて加入した場合、現行では野菜価格安定制度との同時利用が※2年間に限り可能です。)

※ 令和3年から同時利用している方は3年間

## 保険対象となる収入は？

農業者が保険期間中に自ら生産する農産物の販売収入が対象になります。

他にも簡易な加工品（精米、梅干し等）や一部の補助金も収入に含めますが、他から仕入れたものや農産物以外の収入は対象外です。

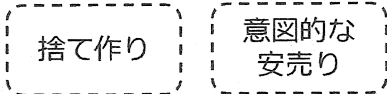
## 対象となる損害は？

さまざまな原因による収入減少を補償の対象とします。

<主な対象となる原因例>



<対象外>



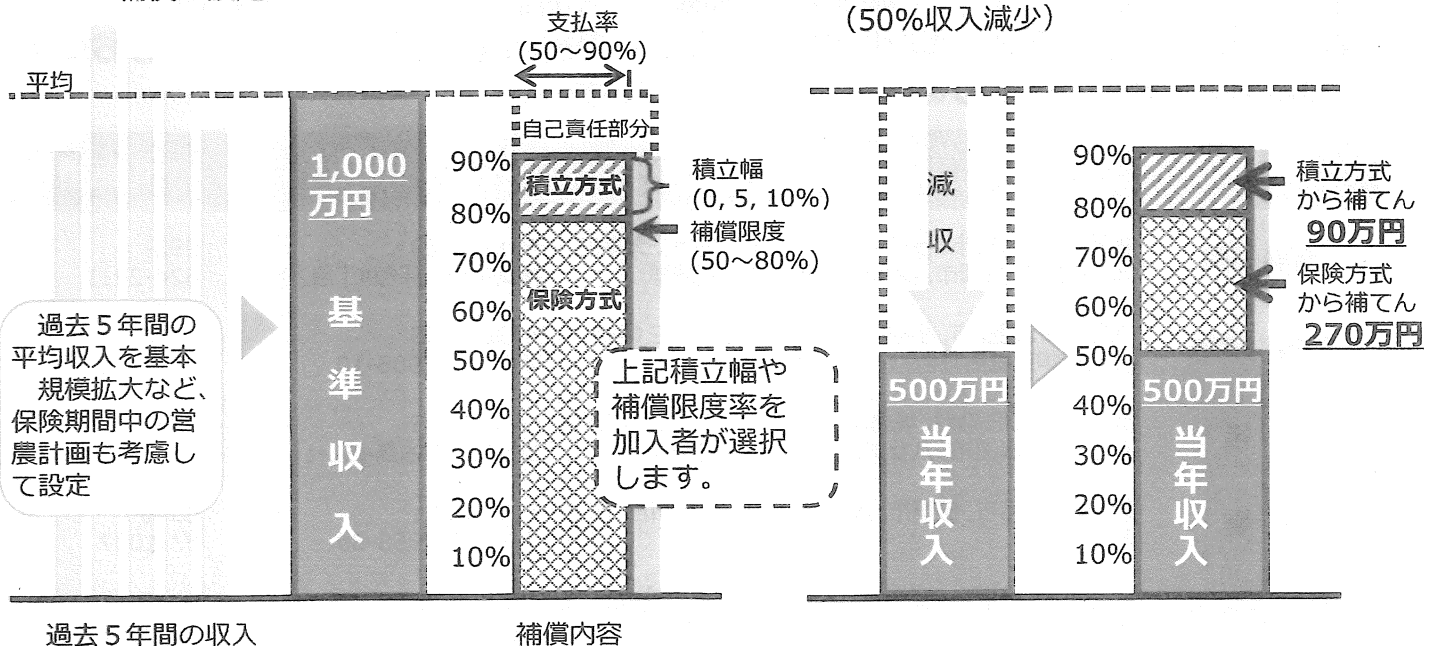
## 補てんの内容は？

加入者の保険期間の収入が、基準収入の9割を下回った額の9割を補てんします。  
※青色申告の年数により最高補償限度が異なります。

○ 平均収入1,000万円の場合（保険方式80%+積立方式10%、支払率90%）

・補償の設定

・収入減少になった場合  
(50%収入減少)



# 令和5年梅雨前線豪雨により被災された農業者の皆様へ

収入保険の加入にかかる保険料の1/2を助成します。

## 助成の対象者は？

令和5年梅雨前線豪雨により被災された農業者で、被災後に到来する最初の加入時期に収入保険に加入する方が対象となります。（個人は1月1日、法人は事業年度開始月が加入月となりますのでそれまでに加入手続きが終了している必要がございます。）

前年加入状況や保険金支払の有無等に関係なく被災した全加入申請者が対象です。

## 助成対象となる保険料っていくらになるの？

過去5年間の平均農業収入を基にその年の収入を算定し（基準収入といいます。）基準収入に補償の限度割合や保険料率等を乗じた金額が保険料となります。仮に基準収入が1,000万円で※基本プランで加入した場合、保険料は8万5千円程度となりますので助成金額はその半分となります。基準収入額や加入するプランによって保険料は異なり、別途事務費等も必要となりますので加入検討の際はお気軽に下記記載の農業共済組合の各支所にお問い合わせください。

※基本プラン：裏面「補てんの内容は？」に記載のプラン

## 助成を受けるにはどうしたらよいの？

収入保険加入にかかる保険料の助成を受けるには今回の災害によって農業被害があったことを証明する書類が必要です。まずは被災した農地を管轄する市町村長等が交付する被災証明（災害の種類、被災時期、農産物名、被害の状況が確認できるもの等）を取得してください。

収入保険の加入の手続きは下記記載の農業共済組合の各支所で行います。最寄りの支所にご連絡の上、収入保険の加入と保険料補助の申請をお伝えいただき、被災証明書を農業共済組合にご提出ください。

## いつまで助成を受けることができるの？

収入保険加入にかかる保険料の助成は令和5年7月7日付加入申請分から令和6年7月6日付加入申請分の補助対象者に対し1回限りで実施します。

**個人は11月末まで、法人は事業年度開始2カ月前までに加入申請が必要です。**  
収入保険に関する補償の詳細な内容や保険料の試算等のご相談についてもお気軽に農業共済組合の最寄りの支所にご連絡ください。

支所名	管轄地域	所在地	電話番号
筑前福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川市、糟屋郡	〒812-0063 福岡市東区原田4丁目20-12	092- 624-2211
筑後川流域	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡 (旧三潴町、城島町を除く)	〒838-0065 朝倉市一木906-10	0946- 22-3645
筑後	久留米市(旧三潴町、城島町)、大川市、柳川市、みやま市、筑後市、大牟田市、八女市、三潴郡、八女郡	〒833-0035 筑後市大字古島451-1	0942- 53-0361
筑豊	直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、田川郡、嘉穂郡、鞍手郡	〒820-0111 飯塚市有安958-38	0948- 83-1007
京築北九州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、京都郡、築上郡、遠賀郡	〒824-0031 行橋市西宮市5丁目1-5	0930- 22-0867